

同報系防災行政用無線更新工事
(設計・施工一括発注方式)

公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

青森県 南部町

1 趣旨

南部町では、防災対策に必要な情報の収集及び伝達を迅速、かつ、的確に行い、地域住民の生命及び財産等の保全を確保するため、平成22年度にデジタル防災行政用無線を整備した。庁舎移転に伴い令和3年3月に親局設備の更新を実施したが、その他の設備については整備から15年が経過し、老朽化が進み保守対応が困難となっている。また、近年頻発している様々な風水害や地震災害に対応するため、今回設備の更新を実施する。

本工事は、緊急防災・減災事業債を活用して実施するものであり、高性能、かつ、信頼性の高い情報伝達システムを構築する必要があることから、より優れた成果が期待できる者を選定する公募型プロポーザル方式による随意契約を採用する。

2 基本情報

- (1) 人口 16,037 人 (令和7年4月1日現在)
- (2) 世帯数 7,351 世帯 (令和7年4月1日現在)
- (3) 面積 153.12 km²
- (4) 既設設備 (60MHz 16QAM方式)
 - ① 親局設備 1 式 (南部町役場)
 - ② 遠隔制御設備 1 式 (八戸消防本部)
 - ③ 中継局設備 1 式 (福地支所)
 - ④ 再送信子局設備 2 式 (長畑、馬場)
 - ⑤ 屋外拡声子局設備 106 式
 - ⑥ 戸別受信機設備 229 式 (うち文字表示機能付き 12 台)

3 工事内容

- (1) 工事名
総工第3号 同報系防災行政用無線更新工事 (設計・施工一括発注方式)
- (2) 工事期間
契約締結日の翌日から令和8年3月25日 (水) まで
※完成が翌年度に延期することが見込まれる場合は、上限額の範囲内で予算を確保することとする。
- (3) 工事場所
南部町内一円
- (4) 提案限度額
870,100,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
※当該金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。
- (5) 工事概要
 - ① 既設親局設備の更新
 - ② 情報連携システムの整備 (登録制及び緊急速報メール並びに SNS への配信等)
 - ③ J - A L E R T 関連機器の更新

- ④ 遠隔制御設備の更新
- ⑤ 中継局設備の廃止又は更新
- ⑥ 再送信子局設備の更新
- ⑦ 屋外拡声子局設備の更新
- ⑧ 戸別受信機の更新
- ⑨ 高機能スピーカーによる音達改善
- ⑩ モバイル放送端末の導入
- ⑪ 不要機器の撤去及び処分

4 プロポーザルへの参加資格

- (1) 南部町入札参加資格者名簿に登録（電気通信工事）されているもので、南部町又は青森県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立がないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 電気通信工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気通信工事業の総合評定値P点が1,000点以上であること。
- (6) 平成27年4月1日から公告日までに完了した、60MHz帯デジタル防災行政用無線システム（ARIB STD-T115）又は公衆IP網等を活用した同報機能を有するシステムを採用した整備工事又は納入実績を有すること。
- (7) 現場代理人及び監理技術者（電気通信工事）を専任で配置できること（※監理技術者と現場代理人の兼任は可とする。）。なお、当該配置する技術者は、本工事参加表明書の提出日において3ヶ月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。
- (8) 同報系防災行政用無線施設の機器製造業者又は機器製造業者から供給を受け、施工が行えるものであること。なお、参加にあたり、同一の機器製造業者又は機器製造業者から供給を受け、施工が行われる会社から1社のみ参加とすること。
- (9) 電波法第24条の2第1項による点検事業者（登録点検事業者の資格を有する者）の登録を受けていること。
- (10) 請負業者の責任において、本工事の設計・施工の品質保証の為、同等規模の防災行政用無線の設計・施工監理の実績のある者を施工体制に含めること。

5 参加資格の喪失

参加表明書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本手続きにおいて提出した書類等に虚偽の記載、その他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続きの期間中に、前項に掲げる要件に該当しなくなったとき。

6 公告及び選定スケジュール

公告	令和7年5月19日(月)
現地見学会及び関係資料閲覧申込期限	令和7年5月22日(木)午後5時
現地見学会及び関係資料閲覧	令和7年5月22日(木)、23日(金) 午前10時から午後5時まで
質問受付期限	令和7年5月26日(月)正午
質問回答	令和7年5月30日(金)
参加表明書提出期限	令和7年6月5日(木)午後5時
提案書提出期限	令和7年6月16日(月)午後5時
一次審査結果通知	令和7年6月23日(月)
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年7月1日(火)
選定結果通知及び公表	令和7年7月3日(木)

7 現地見学会の開催

(1) 開催日時

令和7年5月22日(木)、23日(金)午前10時から午後5時まで

※見学は1時間程度とする。

(2) 申込期限

令和7年5月22日(木)午後5時

(3) 申込み及び受付方法

担当者に電話連絡を行い、見学会の日程を調整すること。

見学当日は、開始時刻までに役場庁舎2階総務課窓口にて受付を行うこと。

(4) 申込先

南部町 総務課 広報防災班 担当 千葉 0178-76-2111

(5) 見学内容

役場庁舎(既設親局設備)

(6) その他

① 現地見学会への参加は任意であり、参加要件ではない。

② 見学時の撮影は可能とする。

③ 既設設備への機器の接続は認めない。

④ 見学時の質問は受け付けない。

8 関係資料の閲覧

(1) 閲覧日時

令和7年5月22日（木）、23日（金）午前10時から午後5時まで

※閲覧は1時間程度とする。

(2) 申込期限

令和7年5月22日（木）午後5時

(3) 申込及び受付方法

担当者に電話連絡を行い、閲覧の日程を調整すること。

閲覧当日は、開始時刻までに役場庁舎2階総務課窓口にて受付を行うこと。

(4) 申込先

南部町 総務課 広報防災班 担当 千葉 0178-76-2111

(5) 閲覧資料

既設防災行政用無線設備の完成図書の一部

(6) その他

① 閲覧は任意であり、参加要件ではない。

② 閲覧時の撮影は可能とする。

③ 閲覧時の質問は受け付けない。

9 質問書の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書【第7号様式】

※質問対象の引用（文書名及び頁番号）及び質疑内容を具体的に記載すること。

(2) 提出期限

令和7年5月26日（月）正午

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

南部町 総務課 広報防災班 bousai@town.aomori-nanbu.lg.jp

(5) 質問の回答

令和7年5月30日（金）までに町ウェブサイトにて公表する。なお、質問事項が重複していると思われるものは、南部町が整理して回答する。また、回答においては、質疑者名は公表せず、意見表明等、本工事の趣旨からかけ離れているものへの回答はしない。

10 参加表明書の提出

(1) 提出書類

① 参加表明書【第1号様式】

② 誓約書【第2号様式】

③ 会社の概要書【第3号様式】

④ 同報系防災行政用無線の施工実績書【第4号様式】

- ⑤ 配置予定現場代理人の資格及び業務実績書【第5号様式】
- ⑥ 配置予定監理技術者の資格及び業務実績書【第6号様式】
- ⑦ 国税及び地方税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税の証明）（本工事参加表明書の提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑧ 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可、本店の所在地を管轄する法務局で、本工事参加表明書の提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑨ 同報系防災行政用無線施設の国内機器製造業者又は正規代理店を証明する書（無線機の工事設計認証書又は代理店証明書）
- ⑩ 電波法第24条の2第1項による点検事業者（登録点検事業者の資格を有するもの）の登録を証明する書類の写し
- ⑪ その他、各様式に記載されている添付書類

(2) 提出期限

令和7年6月5日（木）午後5時

(3) 提出方法

持参（郵送不可）

(4) 提出先

〒039-0592

青森県三戸郡南部町大字平字広場 28-1

南部町 総務課 広報防災班

11 提案書の提出

(1) 提出書類

① 提案書【任意様式】

※A4判、横書き両面印刷とする。総ページ数は30ページ以内とする。表紙、目次はページに含めない。図面等はA3判でも可とする（ただし、A4判に織り込むこととし、A4判2ページ分とする。）。

※部数は、提案書（正）1部、提案書（副）8部とする。

※提案書（正）の表紙には、「同報系防災行政用無線更新工事（設計・施工一括発注式）」及び会社名を記載すること。提案書（副）の表紙には、同報系防災行政用無線更新工事（設計・施工一括発注方式）」を記載し、会社名の記載をしないこと。

※提案書一式をPDF変換しCD-R等に収納したものを提出すること。

② 提案書（概要版）【任意様式】

※A4判、横書き両面印刷とする。総ページ数は10ページ以内とする。表紙、目次はページに含めない。図面等はA3判でも可とする（ただし、A4判に織り込むこととし、A4判2頁分とする。）。

※部数は、提案書（概要版）（正）1部、提案書（概要版）（副）8部とする。

※提案書（概要版）（正）の表紙には、「同報系防災行政用無線更新工事（設計・施工一括発注式）」及び会社名を記載すること。提案書（概要版）（副）の表紙には、同報系防災行政用無線更新工事（設計・施工一括発注方式）」を記載し、会社名の記載

をしないこと。

※提案書（概要版）一式をPDF変換しCD-R等に収納したものを提出すること。

③ 見積書（工事費見積書）【任意様式】

※詳細に品目を洗い出し、その数量及び単価を示すこと。

④ 見積書（引き渡し後15年間の保守・運用費参考見積書）【任意様式】

※保守・運用費見積書には、以下を含めること。

- ・機器保守、点検費（全子局の年1回点検並びに親局及びJ-ALERT関連機器点検保守体制維持費）
- ・維持費（回線費用、電波利用料、免許更新費、サービス利用料等）
- ・子局を除いた基幹設備（親局、再送信、操作放送設備等）の更新費（10年目に必ず更新する前提として提示すること。）
- ・子局バッテリー更新費

(2) 提出期限

令和7年6月16日（月）午後5時

(3) 提出方法

持参（郵送不可）

※参加を辞退される時は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 提出先

〒039-0592

青森県三戸郡南部町大字平字広場 28-1

南部町 総務課 広報防災班

12 プロポーザルの実施条件

提案者が1社の場合でも、ヒアリングを実施し、南部町が認める要件を満たした場合には契約締結交渉者とする。

13 一次審査（書類審査）及び結果通知

同報系防災行政用無線更新工事（設計・施工一括発注方式）契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）は、提案者に対し一次審査を実施する。

(1) 審査基準

別紙「落札者決定基準」による。

(2) 審査結果の通知

令和7年6月23日（月）までに文書により通知する。

14 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

委員会は、一次審査の結果、二次審査参加者に選定されたものを対象に二次審査を実施する。

(1) 実施日

令和7年7月1日（火）

(2) 注意事項

- ① 提案内容を具体的に説明することを主とし、1者60分（準備5分、説明30分、質疑20分、撤収5分程度）以内とすること。
 - ② 1者5名以内とする。
 - ③ プレゼンテーションに必要な機器（パソコン等）は提案者が用意すること。ただし、机、椅子、電源、プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは南部町が用意する。
- (3) 審査基準
別紙「落札者決定基準」による。
- (4) 選定結果の通知
令和7年7月3日（木）までに二次審査参加者全員に文書により通知するほか、町ウェブサイトにて公表する。

15 契約に関する事項

- (1) 契約方法
- ① 選定された契約候補者と本工事における契約の締結交渉を行う。
 - ② ①の結果、契約締結の合意に至らなかった場合、次点者と契約の締結交渉を行う。
- (2) 契約書
南部町財務規則による。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の5（1件130万円を超える工事の請負契約は10分の1）以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。
- ① 保険会社との間に南部町を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
 - ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 仮契約
- ① 本工事は、落札決定の日から7日以内に仮契約とし、議会議決後に本契約とする。南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要であり、議会の議決が得られないときは請負契約を締結しない。
 - ② 本工事の議会の議決が得られなかった場合、又は南部町が仮契約を解除した場合において、落札者に損害が及んだ場合でも、南部町は当該落札者に対していかなる責任も負わないものとする。

16 留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 参加者は工事の遂行上知り得た内容を他人に漏らしてはならない。
- (3) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。また、提出された書類は返却しない。
- (4) 審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立てはできないものとする。
- (5) 参加表明書、資料、提案書等に虚偽の記載をした場合においては、南部町指名停止要領

に基づく指名停止措置を行うことがある。

- (6) 本プロポーザルの募集開始から委員会において選考が終了するまでの間、選定委員への接触及び担当課に対する営業活動は禁止する。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、本工事の内容に関しては、日本国の関係法令及び南部町の関係条例、規則等の定めるところによるものとする。

17 問合せ先

〒039-0592

青森県三戸郡南部町大字平字広場 28-1

南部町 総務課 広報防災班 担当 千葉

TEL : 0178-76-2111 FAX : 0178-38-5974

E-Mail : bousai@town.aomori-nanbu.lg.jp

問い合わせはすべて電子メールで行うこと。